

令和6年4月1日改定

【料金表】

◎身体介護

利用時間	20分未満	20分～30分	30分～60分	60分以上	60分から30分増す毎に
利用単位	163単位	244単位	387単位	567単位	82単位
金額(総額)	1,744円	2,610円	4,140円	6,066円	877円
負担額(1割)	175円	261円	414円	607円	88円
負担額(2割)	349円	522円	828円	1,214円	176円
負担割(3割)	524円	783円	1,242円	1,820円	264円

◎身体介護に引き続き生活援助を行った場合

生活援助 利用時間	20分以上 45分未満	45分以上 70分未満	70分以上
利用単位	65単位	130単位	195単位
金額(総額)	695円	1391円	2086円
負担額(1割)	70円	140円	209円
負担額(2割)	139円	279円	418円
負担割(3割)	209円	418円	626円

◎生活援助

利用時間	20分以上 45分未満	45分以上
利用単位	179単位	220単位
金額(総額)	1,915円	2,354円
負担額(1割)	192円	236円
負担額(2割)	383円	471円
負担割(3割)	575円	707円

◎訪問介護相当サービス/訪問型サービス(日常生活支援総合事業)

利用時間	単位数	金額(総額)	負担額(1割)	負担額(2割)	負担額(3割)
訪問介護型サービス (Ⅰ) 週1回程度	1,176単位	12,583円	1,259円	2,517円	3,775円
訪問介護型サービス (Ⅱ) 週2回程度	2,349単位	25,134円	2,514円	5,027円	7,541円
訪問介護型サービス (Ⅲ) 週3回程度	3,727単位	39,878円	3,988円	7,976円	11,964円

◎介護保険上のその他の費用

項目	単位数	金額（総額）	負担額(1割)	負担額(2割)	負担割(3割)
初回加算	200単位	2,140円	214円	428円	642円
緊急時訪問介護加算	100単位	1,070円	107円	214円	321円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	基本及び加算合計単位数の13.7% ※この加算は令和6年5月31日までの適応となります。				
介護職員特定処遇改善加算Ⅱ	基本及び加算合計単位数の4.2% ※この加算は令和6年5月31日までの適応となります。				
介護職員等ベースアップ支援加算	基本及び加算合計単位数の2.4% ※この加算は令和6年5月31日までの適応となります。				
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	基本及び加算合計単位数の22.4% ※この加算は令和6年6月1日以降の適応となります。				

※基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）帯は50%増しとなります。

※上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ご利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた時間（単位数）を基準とします。

※サービス付高齢者向け住宅等でサービスをご利用の方は「同一建物減算」が適応となります。（基本及び加算合計単位数の10%に相当する単位数を差し引く。または事業所における前6カ月の同一建物減算適応者が90%以上である場合基本及び加算合計単位数の12%に相当する単位数を差し引く。）

※やむを得ない事情で、かつ、ご利用者の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

※介護保険の適用を受けないサービスは全額自己負担となり利用単位数の10割となります。

利用料金は次の計算式によります。

- ・月次のサービス単位数の合計…A
- ・ $A \times 137 / 1000 =$ （介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の単位数）…B
- ・ $A \times 42 / 1000 =$ （介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ）の単位数）…C
- ・ $(A + B + C) \times$ 地域単価（綾瀬市の場合は10.7）…D
- ・ $D \times (1 - \text{個人負担割合})$ …保険給付額…E
- ・ $D - E$ …（個人負担額）